

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年11月21日提出
【計算期間】	第14特定期間(自 平成30年2月28日至 平成30年8月27日)
【ファンド名】	高成長インド・中型株式ファンド
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、投資信託への投資を通じて、主としてインドの中型株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、高成長インド・中型株式ファンド（年1回決算型）との合計で金2,500億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式中小型株））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本 北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米		
不動産投信	()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))		中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2011年8月31日

信託契約締結、設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

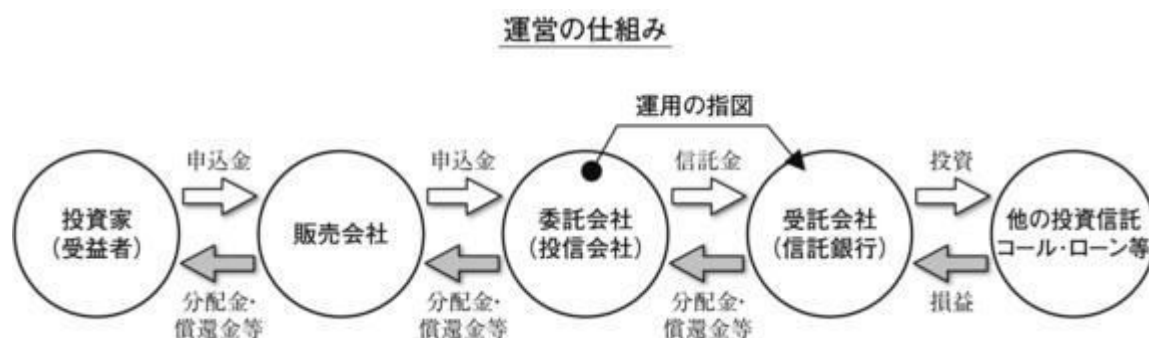
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（2018年9月28日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

(2018年11月1日現在)

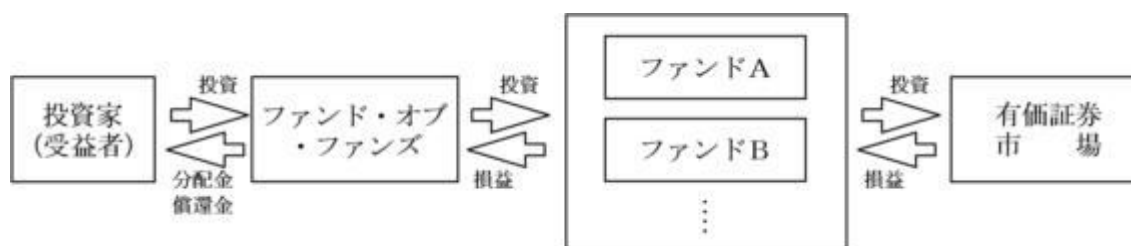
名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584,000	60.0

住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528,000	20.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

【ファンド・オブ・ファンズによる運用】



2 【投資方針】

（1）【投資方針】

「（1）投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産（インドの中型株式等）が同じで、決算頻度が異なるファンドの情報を合わせて説明している部分があります。

イ 基本方針

当ファンドは、投資信託への投資を通じて、主としてインドの中型株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として、「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」を通じて、主としてインドの取引所に上場している中型株式（預託証書（DR）や上場予定を含みます。）等に投資を行います。

・インドの株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券への投資で代替することがあります。

（ハ）「マネー・マーケット・マザーファンド」を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。

（ニ）原則として、「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」への投資比率を高位に保ちます。

（ホ）原則として対円で為替ヘッジは行いません。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ト）主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a. コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）

投資顧問会社	コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）
--------	--------------------------------

主要運用対象	インドの市場で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主としてインドの中型株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。また、大型株式へ投資することがあります。原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※従来、「インド・ミッドキャップ（モーリシャス）リミテッド」への投資を通じてインドの中型株式等に投資する形態を取っていましたが、インドとモーリシャスの租税条約改正を受け、2018年9月現在、新規投資は「コタック・ファンズーインド・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」が直接インドの中型株式等に投資する方針となっています。

b. マネー・マーケット・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。

※上記ファンドの詳細に関しましては、後述の「参考情報：投資対象とする投資信託の概要」をご覧ください。

ファンドの特色

1

インドの中型株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。外国投資信託への投資を通じて、インドの取引所に上場している中型株式（預託証書（DR）や上場予定を含みます。）等に投資を行います。
- 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。



中型株式とは

当ファンドにおいて中型株式とはニフティ500の時価総額上位51位～350位の銘柄に準じた時価総額規模を有する銘柄とします。

ただし、大型株式や小型株式にも投資を行うことがあります。

※株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券への投資で代替する場合があります。

2

インドの代表的な総合金融グループの一つである「コタック・マヒンドラ」グループが実質的な運用を行います。

- 主要投資対象とする外国投資信託は、インドの中型株式等に精通したコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）が運用を行います。

3

3ヵ月決算型と年1回決算型からご選択いただけます。

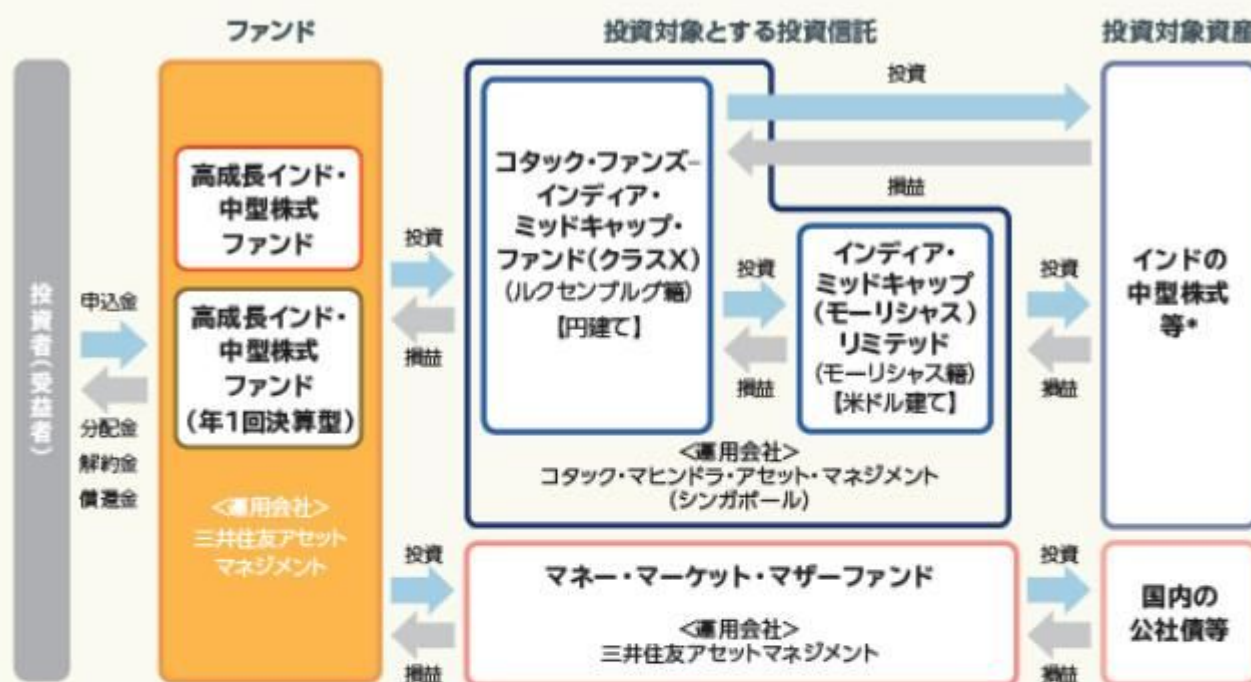
- 3ヵ月決算型は、原則として、毎年2月、5月、8月、11月の27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
- 年1回決算型は、原則として毎年2月27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*大型株式や小型株式、株式の値動きに連動する有価証券等にも投資を行う場合があります。

※「コタック・ファンズ・インディア・ミッドキャップ・ファンド(クラスX)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、インドの中型株式となります。

投資対象とする投資信託におけるスキームについて

インドにおける税制上のメリットから、ルクセンブルグ籍ファンドがモーリシャス籍ファンドを通じてインド株式に投資する形態を取っていましたが、インドとモーリシャスの租税条約改正に伴い、2017年4月1日よりインド株式等を売却した場合のキャピタルゲインについて、モーリシャス籍ファンドにおいても課税されることになりました。課税分は、当ファンドが実質的に負担するため、基準価額に影響が出ます。モーリシャス籍ファンドを通じて投資する税制上のメリットがなくなったことから、モーリシャス籍ファンドを清算し、ルクセンブルグ籍ファンドから直接インド株式に投資する方針となりました。2018年9月現在、原則として新規の申込金はルクセンブルグ籍ファンドからインド株式に投資される一方、解約金はモーリシャス籍ファンドの保有株式売却により拠出されています。なお、モーリシャス籍ファンドは、保有株式がすべて売却された後に清算される予定です。

潜在能力を秘めるアジアの大国

〔生産年齢人口比率の推移〕



■長くアジアの成長の中心にある中国では、生産年齢人口*比率が低下しつつあります。

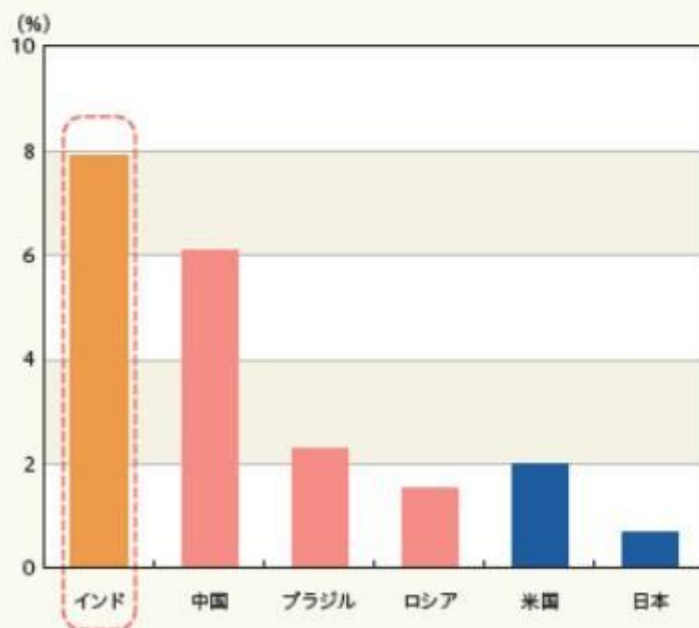
*生産年齢人口は15歳以上65歳未満の人口

■インドは、生産年齢人口比率が今後も高水準を維持すると予想されます。

(注) データは1950年～2050年(5年毎)。2020年以降は国連の予想値(中位推計)。

(出所) 国連のデータを基に委託会社作成

〔実質GDP成長率予想〕



■新興国の中でも中国を凌ぐ高い経済成長率の継続が予想されているインドへの注目度が高まっています。

(注) データは各国における2018年～2023年の実質GDP成長率予想(年平均)。

(出所) IMFのデータを基に委託会社作成

※グラフ・データは過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

外需依存度が低く、中国の影響を受けにくいインド

〔アジア主要国のGDP対比の輸出比率〕



■インドは、GDPに占める輸出の割合が他のアジアの国と比べて小さく、世界の景気動向の影響は、相対的に軽微と考えられます。

(注) データは2017年。

(出所) CEICのデータを基に委託会社作成

投資機会の広がりや成長期待が高まる中型株式市場

〔株価指数の推移〕



■足元のインド株式市場は、原油高などの影響で軟調な展開となっていますが、中長期で見ると、インド経済への成長期待を背景に上昇傾向で推移しています。特に、中型株式の上昇は大型株式を大きく上回っています。

(注1) インド大型株式はニフティ50、インド中型株式はニフティ中型株100、いずれも現地通貨ベースを使用。
インド中型株式はコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)の定義とは異なります。

(注2) データは2001年1月末～2018年9月末。2001年1月末を100として指数化。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

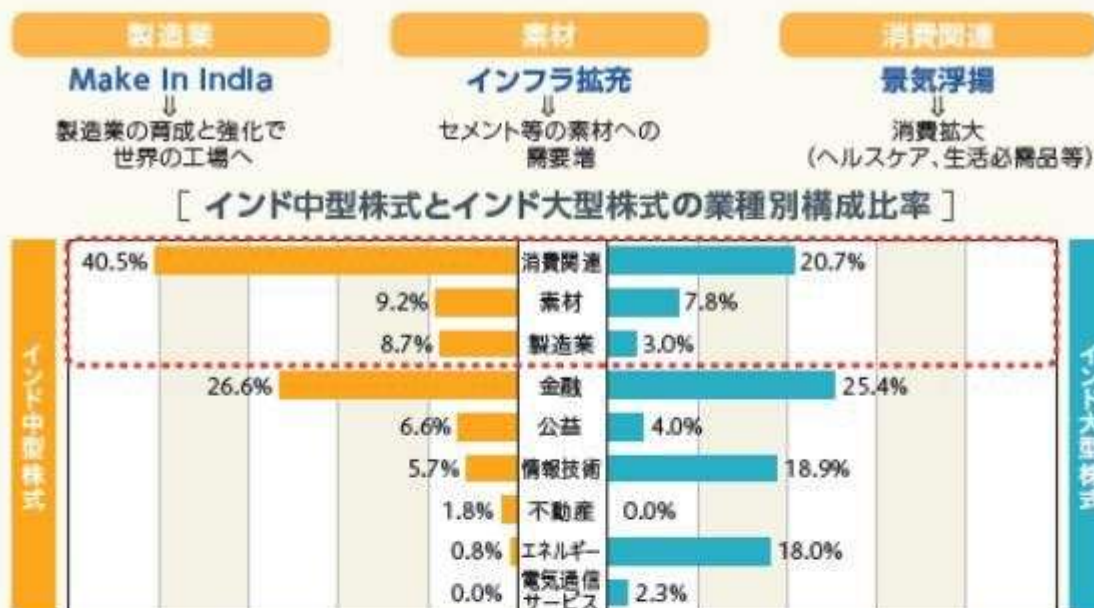
ニフティ中型株100：インド市場における中型株100銘柄から構成されている指数であり、時価総額加重平均指数です。

ニフティ50：時価総額加重平均指数です。インド証券取引所に上場する大手企業からなる主要株価指数であり、市場の24セクターを代表する50銘柄で構成されています。

※ グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

モディ政権の経済改革(モディノミクス)の恩恵を受ける中型株式

- 中型株式の業種別構成比率が大型株式より大きい製造業、素材、消費関連（ヘルスケア、生活必需品、一般消費財）のセクターは、モディ政権の経済改革（モディノミクス）の進展により恩恵を受けると考えられます。



(注1) データは2018年9月末(時価総額ベース)。

(注2) インド大型株式はニフティ50、インド中型株式はニフティ中型株100、いずれも現地通貨ベースを使用。インド中型株式はコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)の定義とは異なります。

(注3) 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

安定的なインドルピー

[インドルピーと政策金利の推移]



- インドルピーは対米ドル・対円ともに2016年後半にかけては軟調に推移しましたが、その後は良好な経済状況、モディノミクスの進展期待などを背景に概ね堅調に推移しました。足元では、原油高によるインフレ率の上昇や経常赤字の拡大懸念などから、下落傾向で推移しています。

(注) データは2013年9月末～2018年9月末。

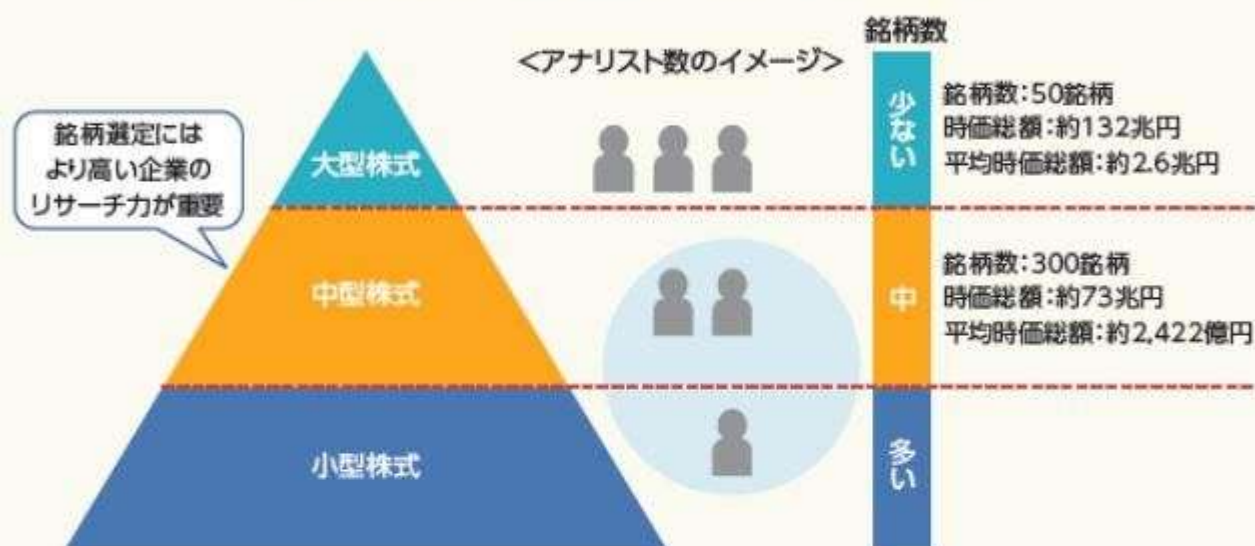
(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

上場銘柄が多いインド市場での銘柄選定の重要性

- インドの株式市場は、大型株式偏重の時価総額構成となっている一方で、上場銘柄数では規模の小さい中小型株式の方が多く、中小型株式の中には、高い利益成長が期待できる企業が数多く存在しています。
- 一般に、時価総額の小さい中小型株式を担当しているアナリストの数は大型株式に比べて少数であることから、銘柄選定は重要となり、企業の実力を見極めることで、より大きな投資収益が得られるものと考えます。特に、上場銘柄数が多いインドでは、銘柄選定にあたり、より高い企業のリサーチ力が重要となります。

〔インド株式市場の規模別銘柄数のイメージ〕



(注)データは2018年9月末。銘柄数、時価総額および平均時価総額は、大型株式はニフティ500の時価総額上位50銘柄、中型株式はニフティ500の時価総額上位51位～350位の銘柄。

(出所)Bloombergのデータを基に委託会社作成

〔（参考）各国を代表する証券取引所の概要〕

国名	証券取引所	時価総額 (兆円)	銘柄数
インド	ボンベイ証券取引所	226.9	5,071
中国	上海証券取引所	497.8	1,445
ブラジル	サンパウロ証券取引所	91.3	339
ロシア	モスクワ証券取引所	65.4	229
日本	東京証券取引所	701.4	3,628

(注1)データは2018年9月末、ロシアのみ2018年8月末。

(注2)時価総額は2018年9月末の為替レート(1米ドル=113.50円)で円換算。ロシアは2018年8月末の為替レート(1米ドル=111.08円)で円換算。

(出所)国際取引所連合、Bloombergのデータを基に委託会社作成

※データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

- インドの中型株式等に精通したコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）は、インド最大規模の投資・リサーチチームを擁する運用会社の一つです。

〔コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）の概要〕

沿革・株主・グループ	「コタック・マヒンドラ」グループは、傘下に商業銀行、証券会社、資産運用会社、生命保険、投資銀行等を持つ、インドのトップクラスの総合金融グループの一つです。 - 投資対象とする外国投資信託の運用会社であるコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）は、2014年に設立されました。 - その親会社であるコタック・マヒンドラ銀行はボンベイ、ナショナル両証券取引所に上場しており、その時価総額は約300億米ドル（約3.4兆円）に達し、インドの株式時価総額上位50社で構成される株式指数にも含まれています。※時価総額は2018年9月末現在、同時点の為替レート（1米ドル＝113.50円）で円換算。
「コタック・マヒンドラ」グループの運用資産残高（2018年6月末）	約290.5億米ドル（約3.2兆円） ※2018年6月末の為替レート（1米ドル＝110.78円）で円換算。

（出所）「コタック・マヒンドラ」グループ、Bloombergのデータを基に委託会社作成

■インドの中型株式等に精通したコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）が実質的な運用を行います。

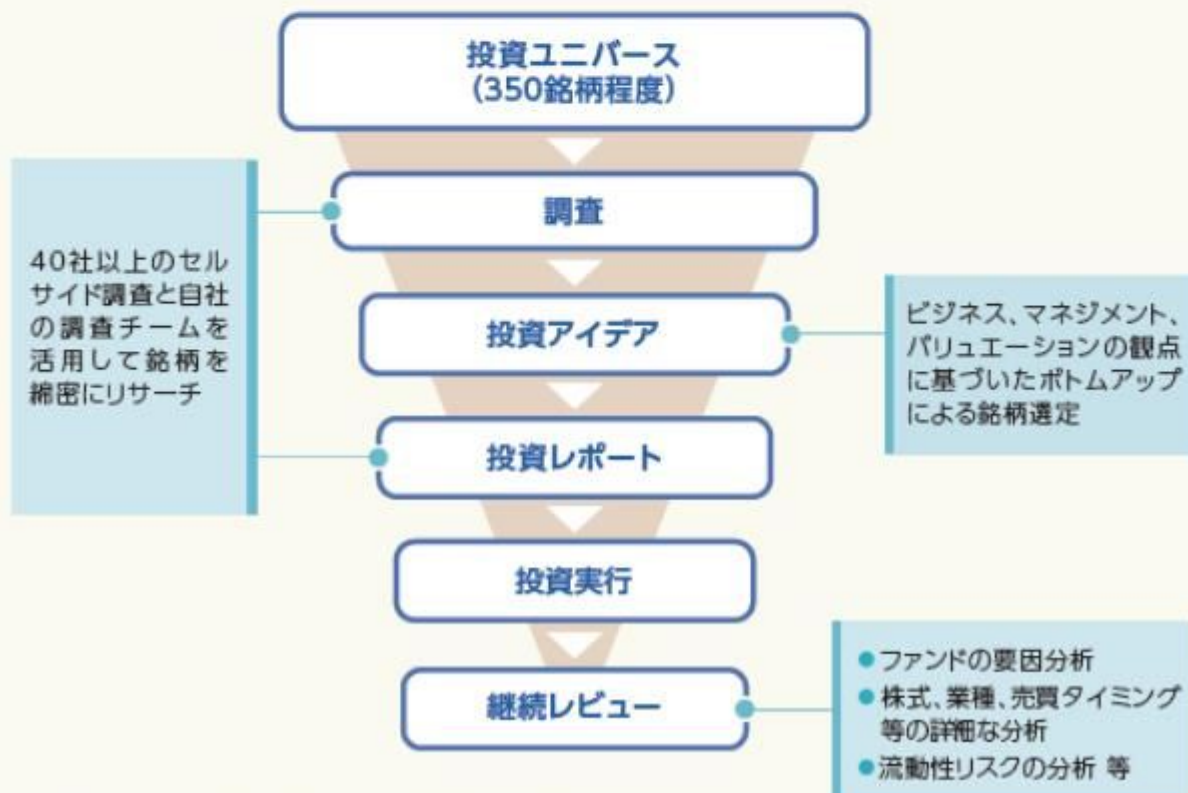
コタックグループのインド株式運用チームは現在15名で構成されており、平均業界経験年数は約15.1年となっています（2018年9月末現在）。

〔投資対象とする外国投資信託の投資イメージ〕



（出所）「コタック・マヒンドラ」グループのデータを基に委託会社作成

〔運用プロセス〕



（出所）「コタック・マヒンドラ」グループのデータを基に委託会社作成

※上記の運用プロセスは2018年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（2）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マネー・マーケット・マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ルクセンブルグ籍外国投資信託「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」投資証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

※主要投資対象となる投資信託の名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（1）投資方針」の記載をご覧ください。

（3）【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年4回（原則として2月、5月、8月および11月の27日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

（５）【投資制限】

Ⅰ ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ 資金の借入れ
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅱ 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる

場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

▶コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド(クラスX)

形 態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(円建て)
主要投資対象*	インドの市場で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。
運用の基本方針*	主としてインドの中型株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。また、大型株式へ投資することがあります。原則として対円での為替ヘッジは行いません。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	- 有価証券の空売りは行いません。 - 純資産総額の10%を超える借入れを行いません。
決 算 日	年1回(原則として、毎年12月31日。休業日の場合は前営業日)
分 配 方 針	毎年2月、5月、8月、11月の10日(休業日の場合は前営業日)に分配を行う方針です。
運用報酬等	純資産総額に対して年0.89%
管 理 お よ び そ の 他 の 費 用	ファンドの設立、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却額の差額が、ファンドの時価総額に対して一定の割合を超過する場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整され、ファンドの基準価額に反映されることがあります。
投資顧問会社	コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

*従来、「インディア・ミッドキャップ(モーリシャス)リミテッド」への投資を通じてインドの中型株式等に投資する形態を取っていましたが、インドとモーリシャスの租税条約改正を受け、2018年9月現在、新規投資は「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド(クラスX)」が直接インドの中型株式等に投資する方針となっています。

▶ インディア・ミッドキャップ(モーリシャス)リミテッド

(コタック・ファンズー・インディア・ミッドキャップ・ファンド(クラスX)を通じて保有)

形 態	モーリシャス籍会社型投資信託(米ドル建て)
主 要 投 資 対 象	インドの市場で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主としてインドの中型株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。また、大型株式へ投資することがあります。原則として対円での為替ヘッジは行いません。
ベンチマーク	ありません。
主 な 投 資 制 限	- 有価証券の空売りは行いません。 - 純資産総額の10%を超える借入れを行いません。
決 算 日	年1回(原則として、毎年12月31日。休業日の場合は前営業日)
分 配 方 針	分配は行いません。
運 用 報 酬	ありません。
管 理 お よ び そ の 他 の 費 用	ファンドの設立、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
投 資 顧 問 会 社	コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

*インディア・ミッドキャップ(モーリシャス)リミテッドは、保有株式がすべて売却された後に清算される予定です。

▶ マネー・マーケット・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主 な 投 資 制 限	- 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 - 外貨建資産への投資は行いません。
決 算 日	原則として毎年3月1日(休業日の場合は翌営業日)
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.005%
委 託 会 社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該

発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

なお、当ファンドが投資する株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の変動の影響を受けますので、対象とする企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合には、当該債券の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には一般社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

（ヘ）中型株投資に関する留意点

ファンドは、いわゆる中型株に着目して投資するファンドであり、株式市場全体の値動きと比較して、相対的に値動きが大きくなる場合があります。また、中型株の値動きが株式市場全体の値動きと異なる場合、ファンドの基準価額の値動きは、株式市場全体の値動きと異なる場合があります。

(ト) インド株式投資に関する留意点

インド株式の譲渡から得るキャピタル・ゲインについては、株式を保有期間1年未満で売却した場合は15%程度、保有期間1年超で売却した場合は10%程度のキャピタル・ゲイン税等が課されます。

当ファンドの換金等により、投資している外国投資信託で大量の株式売却が生じる場合には、当ファンドにおいて実質的にキャピタル・ゲイン税等を負担するため、基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては投資が制約される場合があります。

※上記のキャピタル・ゲインに関する記載は、2018年9月現在のものであり、将来変更される場合があります。

(チ) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(リ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

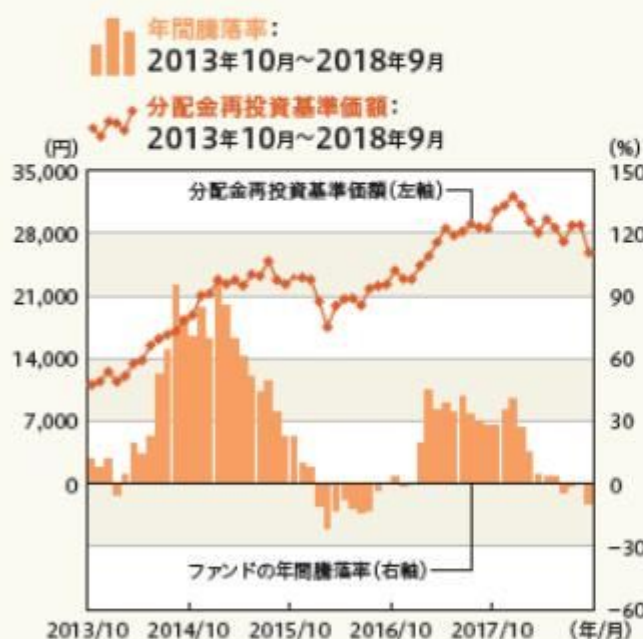
リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部およびコンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

■高成長インド・中型株式ファンド

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

(1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.78%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.1394%（税抜き1.055%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。 信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 <信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.325%	ファンド運用の指図等の対価
	販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託	※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。		
	年0.89%程度		
実質的な負担		ファンドの純資産総額に対して年2.0294%（税抜き1.945%）程度	

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00756%（税抜き0.007%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、

監査法人との契約等により変更となることがあります。

- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
 - ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、
未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80
万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年
間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開
設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合
外貨建資産への直接投資は行いません。
非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2018年9月末現在の情報をもとに作成
しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

高成長インド・中型株式ファンド

2018年 9月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	116,523,199,522	97.01
親投資信託受益証券	日本	17,750,096	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,568,842,539	2.98
合計(純資産総額)		120,109,792,157	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

高成長インド・中型株式ファンド

イ 主要投資銘柄

2018年 9月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセン ブルグ	投資証券	コタック・ファンズーインディ ア・ミッドキャップ・ファンド (クラスX)	4,196,352.55	31,236.24	131,078,275,648	27,767.73	116,523,199,522	97.01

日本	親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・マザー ファンド	17,711,132	1.0021	17,750,095	1.0022	17,750,096	0.01
----	---------------	-----------------------	------------	--------	------------	--------	------------	------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2018年 9月28日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	97.01
親投資信託受益証券	0.01
合計	97.03

②【投資不動産物件】

高成長インド・中型株式ファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

高成長インド・中型株式ファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

高成長インド・中型株式ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定1期 (2012年 2月27日)	513,654,209	513,654,209	9,949	9,949
特定2期 (2012年 8月27日)	662,116,650	662,116,650	8,850	8,850
特定3期 (2013年 2月27日)	328,345,403	374,021,714	10,064	11,464
特定4期 (2013年 8月27日)	397,784,020	442,448,516	7,379	8,379
特定5期 (2014年 2月27日)	396,610,467	396,610,467	9,609	9,609
特定6期 (2014年 8月27日)	313,798,729	384,401,202	10,512	13,412
特定7期 (2015年 2月27日)	8,484,127,912	10,023,392,792	10,022	13,622

特定8期	(2015年 8月27日)	35,930,477,822	35,930,477,822	9,958	9,958
特定9期	(2016年 2月29日)	45,099,742,406	45,666,130,609	7,793	7,893
特定10期	(2016年 8月29日)	37,143,552,448	37,143,552,448	9,537	9,537
特定11期	(2017年 2月27日)	27,509,736,718	31,058,610,177	10,077	11,377
特定12期	(2017年 8月28日)	56,511,524,932	59,696,645,472	10,103	11,103
特定13期	(2018年 2月27日)	122,163,773,697	126,878,788,253	10,047	10,547
特定14期	(2018年 8月27日)	136,718,056,113	136,718,056,113	9,908	9,908
	2017年 9月末日	64,130,813,075	—	10,214	—
	10月末日	83,167,228,310	—	10,938	—
	11月末日	97,665,181,803	—	10,737	—
	12月末日	115,596,452,928	—	11,099	—
	2018年 1月末日	123,729,900,654	—	10,736	—
	2月末日	122,726,875,515	—	10,012	—
	3月末日	122,217,930,226	—	9,599	—
	4月末日	132,982,723,260	—	10,102	—
	5月末日	132,638,763,787	—	9,772	—
	6月末日	126,967,290,483	—	9,256	—
	7月末日	135,933,357,205	—	9,867	—
	8月末日	136,031,822,135	—	9,875	—
	9月末日	120,109,792,157	—	8,830	—

②【分配の推移】

高成長インド・中型株式ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期	2011年 8月31日～2012年 2月27日	0
特定2期	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0
特定3期	2012年 8月28日～2013年 2月27日	1,400
特定4期	2013年 2月28日～2013年 8月27日	1,000
特定5期	2013年 8月28日～2014年 2月27日	0
特定6期	2014年 2月28日～2014年 8月27日	2,900
特定7期	2014年 8月28日～2015年 2月27日	3,600
特定8期	2015年 2月28日～2015年 8月27日	0
特定9期	2015年 8月28日～2016年 2月29日	100
特定10期	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	0
特定11期	2016年 8月30日～2017年 2月27日	1,300
特定12期	2017年 2月28日～2017年 8月28日	1,000
特定13期	2017年 8月29日～2018年 2月27日	500
特定14期	2018年 2月28日～2018年 8月27日	0

③【収益率の推移】

高成長インド・中型株式ファンド

	収益率（％）
特定1期	△0.5
特定2期	△11.0
特定3期	29.5
特定4期	△16.7
特定5期	30.2
特定6期	39.6
特定7期	29.6
特定8期	△0.6
特定9期	△20.7
特定10期	22.4
特定11期	19.3
特定12期	10.2
特定13期	4.4
特定14期	△1.4

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

高成長インド・中型株式ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	602,827,304	86,536,549
特定2期	528,398,543	296,541,748
特定3期	262,097,676	683,985,858
特定4期	418,023,866	205,204,920
特定5期	263,868,376	390,196,032
特定6期	370,112,932	484,344,739
特定7期	9,208,660,814	1,041,405,926
特定8期	38,677,113,647	11,062,113,701
特定9期	27,892,075,335	6,098,736,924
特定10期	4,087,338,413	23,014,681,381
特定11期	9,166,808,753	20,814,551,270
特定12期	38,997,877,861	10,358,877,256
特定13期	84,981,373,834	19,331,957,294

特定14期	29,696,838,177	13,291,149,107
-------	----------------	----------------

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

マネー・マーケット・マザーファンド

2018年 9月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
特殊債券	日本	69,519,160	77.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	20,325,360	22.62
合計(純資産総額)		89,844,520	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド

「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」が投資している有価証券の上位30銘柄は以下の通りです。

2018年9月27日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	評価額 (単価) (円)	評価額 (金額) (円)	投資 比率 (%)
インド	株式	ICICI Bank	銀行	13,455,166	479.57	6,452,669,334.67	2.84
インド	株式	Dabur India	家庭用品・パーソナル用品	8,206,314	683.89	5,612,223,901.30	2.47
インド	株式	Mahindra & Mahindra Financial Services	各種金融	8,721,195	624.85	5,449,473,102.56	2.40
インド	株式	Tech Mahindra	ソフトウェア・サービス	4,623,740	1,166.74	5,394,717,669.38	2.38
インド	株式	Britannia Industries	食品・飲料・タバコ	582,567	8,913.88	5,192,934,900.25	2.29
インド	株式	Divis Laboratories	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,217,215	2,136.12	4,736,244,285.36	2.09
インド	株式	Bata India	耐久消費財・アパレル	2,917,934	1,538.17	4,488,273,240.92	1.98
インド	株式	RBL Bank	銀行	5,459,704	818.23	4,467,290,701.90	1.97
インド	株式	Cadila Healthcare	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,140,639	608.28	4,343,484,085.51	1.91
インド	株式	Jindal Steel & Power	素材	11,628,243	349.69	4,066,242,537.31	1.79
インド	株式	Exide Industries	自動車・自動車部品	9,378,702	416.70	3,908,101,571.84	1.72

インド	株式	Atul	素材	738,821	5,012.83	3,703,582,902.43	1.63
インド	株式	Apollo Tyres	自動車・自動車部品	10,506,747	347.26	3,648,601,508.82	1.61
インド	株式	Steel Authority of India	素材	31,197,285	116.04	3,620,162,679.47	1.59
インド	株式	MRF	自動車・自動車部品	35,073	100,406.47	3,521,556,036.87	1.55
インド	株式	GlaxoSmithKline Consumer Healthcare	食品・飲料・タバコ	316,595	10,976.50	3,475,106,451.81	1.53
インド	株式	IndusInd Bank	銀行	1,313,994	2,630.47	3,456,421,952.79	1.52
インド	株式	Jubilant Foodworks	消費者サービス	1,712,360	1,937.59	3,317,846,087.67	1.46
インド	株式	Havells India	資本財	3,391,897	958.04	3,249,578,476.00	1.43
インド	株式	Motherson Sumi Systems	自動車・自動車部品	7,996,668	405.60	3,243,416,331.69	1.43
インド	株式	The Federal Bank	銀行	29,041,200	110.10	3,197,382,532.55	1.41
インド	株式	Century Textiles & Industries	素材	2,351,839	1,329.86	3,127,610,663.31	1.38
インド	株式	Bharat Financial Inclusion	各種金融	1,876,494	1,631.61	3,061,707,998.09	1.35
インド	株式	Sun TV Network	メディア	3,110,863	969.61	3,016,337,658.55	1.33
インド	株式	Supreme Industries	素材	1,831,257	1,609.48	2,947,374,741.61	1.30
インド	株式	Indraprastha Gas	公益事業	7,100,000	402.16	2,855,303,374.41	1.26
インド	株式	Apollo Hospitals Enterprise	ヘルスケア機器・サービス	1,677,803	1,669.54	2,801,151,335.27	1.23
インド	株式	Arvind	耐久消費財・アパレル	5,300,000	527.03	2,793,271,509.23	1.23
インド	株式	Crompton Greaves Consumer Electricals	耐久消費財・アパレル	7,673,480	351.33	2,695,914,841.87	1.19
インド	株式	Emami	家庭用品・パーソナル用品	3,410,243	772.56	2,634,630,142.80	1.16

（注）コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）から入手した情報を基に委託会社が作成しています。

マネー・マーケット・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2018年 9月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊債券	第15回政府保証東 日本高速道路債券	17,000,000	101.31	17,223,720	100.54	17,093,160	1.300	2019/2/25	19.03
日本	特殊債券	第3回政府保証地方 公共団体金融機構債 券	16,000,000	101.61	16,257,760	101.35	16,216,640	1.500	2019/8/16	18.05

日本	特殊債券	第8回政府保証地方 公営企業等金融機構 債券	16,000,000	101.70	16,272,160	101.00	16,160,160	1.500	2019/5/24	17.99
日本	特殊債券	第69回政府保証日 本高速道路保有・債 務返済機構債券	10,000,000	101.21	10,121,400	100.27	10,027,300	1.600	2018/11/28	11.16
日本	特殊債券	第2回政府保証地方 公営企業等金融機構 債券	10,000,000	101.16	10,116,100	100.21	10,021,900	1.600	2018/11/16	11.15

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2018年 9月28日現在

種類	投資比率（％）
特殊債券	77.38
合計	77.38

②投資不動産物件

マネー・マーケット・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

マネー・マーケット・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2018年9月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■高成長インド・中型株式ファンド



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2018年8月	0円
2018年5月	0円
2018年2月	100円
2017年11月	400円
2017年8月	0円
設定来累計	11,800円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■高成長インド・中型株式ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	97.01
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.98
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド(クラスX)	97.01
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	0.01

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド(クラスX)

主要投資銘柄(上位10銘柄) (2018年9月27日現在)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
インド	株式	ICICI Bank	銀行	2.84
インド	株式	Dabur India	家庭用品・パーソナル用品	2.47
インド	株式	Mahindra & Mahindra Financial Services	各種金融	2.40
インド	株式	Tech Mahindra	ソフトウェア・サービス	2.38
インド	株式	Britannia Industries	食品・飲料・タバコ	2.29
インド	株式	Divis Laboratories	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.09
インド	株式	Bata India	耐久消費財・アパレル	1.98
インド	株式	RBL Bank	銀行	1.97
インド	株式	Cadila Healthcare	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.91
インド	株式	Jindal Steel & Power	素材	1.79

※比率は、コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド(クラスX)の純資産総額に対する時価の比率です。

※上記は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)から入手した情報を基に委託会社が作成しています。

■マネー・マーケット・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	77.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		22.62
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	第15回政府保証 東日本高速道路債券	1.300	2019/02/25	19.03
日本	特殊債券	第3回政府保証 地方公共団体金融機構債券	1.500	2019/08/16	18.05
日本	特殊債券	第8回政府保証 地方公営企業等金融機構債券	1.500	2019/05/24	17.99
日本	特殊債券	第69回政府保証日本高速道路 保有・債務返済機構債券	1.600	2018/11/28	11.16
日本	特殊債券	第2回政府保証 地方公営企業等金融機構債券	1.600	2018/11/16	11.15

※比率は、マネー・マーケット・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■高成長インド・中型株式ファンド



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2011年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2011年8月31日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2018年のファンドの収益率は、年初から2018年9月28日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる

口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がインドの取引所の休業日、インド（ムンバイ）の銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに当たる場合ならびに毎年12月24日には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.78%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、インドの取引所の休業日、インド（ムンバイ）の銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに当たる場合ならびに毎年12月24日には、解約請求の受付は行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた

価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「インド中型株」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号 [※]	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.snam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2011年8月31日から2027年3月1日まで、もしくは下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年2月28日から5月27日まで、5月28日から8月27日まで、8月28日から11月27日まで、および11月28日から翌年2月27日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」が存続しないこととなったときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売

の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として2月および8月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定14期（平成30年 2月28日から平成30年 8月27日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【高成長インド・中型株式ファンド】

（１）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	特定13期 (平成30年 2月27日現在)	特定14期 (平成30年 8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,108,214,436	4,996,928,935
投資証券	116,037,873,133	132,638,512,749
親投資信託受益証券	50,110	50,095
流動資産合計	124,146,137,679	137,635,491,779
資産合計	124,146,137,679	137,635,491,779
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,215,874,437	-
未払解約金	435,483,979	537,783,795
未払受託者報酬	9,399,735	10,779,593
未払委託者報酬	321,157,557	368,302,688
その他未払費用	448,274	569,590
流動負債合計	1,982,363,982	917,435,666
負債合計	1,982,363,982	917,435,666
純資産の部		
元本等		
元本	121,587,443,756	137,993,132,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	576,329,941	△1,275,076,713
元本等合計	122,163,773,697	136,718,056,113
純資産合計	122,163,773,697	136,718,056,113
負債純資産合計	124,146,137,679	137,635,491,779

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定13期 自 平成29年 8月29日 至 平成30年 2月27日	特定14期 自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
営業収益		
受取配当金	688,412,603	353,283,995
有価証券売買等損益	△460,413,913	△1,301,360,399
営業収益合計	227,998,690	△948,076,404
営業費用		
支払利息	1,946,220	1,244,231
受託者報酬	15,358,711	20,964,396
委託者報酬	524,755,887	716,283,371
その他費用	1,063,687	2,069,468
営業費用合計	543,124,505	740,561,466
営業利益又は営業損失（△）	△315,125,815	△1,688,637,870
経常利益又は経常損失（△）	△315,125,815	△1,688,637,870
当期純利益又は当期純損失（△）	△315,125,815	△1,688,637,870
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	706,611,327	△98,269,744
期首剰余金又は期首欠損金（△）	573,497,716	576,329,941
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,632,016,849	229,450,320
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	229,450,320
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,632,016,849	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	892,432,926	490,488,848
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	892,432,926	5,960,398
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	484,528,450
分配金	4,715,014,556	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	576,329,941	△1,275,076,713

(3) 【注記表】
(重要な会計方針の注記)

項 目	特定14期 自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定13期 (平成30年 2月27日現在)	特定14期 (平成30年 8月27日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	121,587,443,756口	137,993,132,826口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	元本の欠損
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0047円 (10,000口当たりの純資産額 10,047円)	1口当たり純資産額 0.9908円 (10,000口当たりの純資産額 9,908円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定13期 自 平成29年 8月29日 至 平成30年 2月27日	特定14期 自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
	自 平成29年 8月29日 至 平成29年11月27日	自 平成30年 2月28日 至 平成30年 5月28日
分配金の計算過程	（自 平成29年 8月29日 至 平成29年11月27日） 第25計算期間末における費用控除後の配当等収益（309,445,720円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（5,036,327,734円）、収益調整金（3,081,005,604円）、および分配準備積立金（262,328,875円）より、分配対象収益は8,689,107,933円（1万口当たり993.28円）であり、うち3,499,140,119円（1万口当たり400円）を分配金額としております。 （自 平成29年11月28日 至 平成30年 2月27日） 第26計算期間末における費用控除後の配当等収益（33,112,911円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,376,364,485円）、および分配準備積立金（1,904,980,793円）より、分配対象収益は3,314,458,189円（1万口当たり272.58円）であり、うち1,215,874,437円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	（自 平成30年 2月28日 至 平成30年 5月28日） 第27計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,639,354,275円）、および分配準備積立金（706,266,993円）より、分配対象収益は2,345,621,268円（1万口当たり173.41円）ですが、分配を行っておりません。 （自 平成30年 5月29日 至 平成30年 8月27日） 第28計算期間末における費用控除後の配当等収益（178,597,378円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,729,665,092円）、および分配準備積立金（678,095,093円）より、分配対象収益は2,586,357,563円（1万口当たり187.41円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項 目	特定14期 自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
	自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク

	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定14期 （平成30年 8月27日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定13期（自 平成29年 8月29日 至 平成30年 2月27日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△6,240,724,612円
親投資信託受益証券	△10円
合計	△6,240,724,622円

特定14期（自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	2,338,365,257円
親投資信託受益証券	△5円
合計	2,338,365,252円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定14期 自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定13期 (平成30年 2月27日現在)	特定14期 (平成30年 8月27日現在)
期首元本額	55,938,027,216円	121,587,443,756円
期中追加設定元本額	84,981,373,834円	29,696,838,177円
期中一部解約元本額	19,331,957,294円	13,291,149,107円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	コタック・ファンズーインディア・ミッド キャップ・ファンド（クラスX）	4,246,301.75	132,638,512,749	
投資証券合計		4,246,301.75	132,638,512,749	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	49,986	50,095	
親投資信託受益証券合計		49,986	50,095	
合計			132,638,562,844	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

高成長インド・中型株式ファンドは、「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はすべて該当ファンドであり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。

「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」は、「コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド」のシェアクラスの1つで、モーリシャス籍会社型投資信託（米ドル建て）のインディア・ミッドキャップ（モーリシャス）リミテッドを投資対象としています。

以下に記載した状況は監査の対象外です。

コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンド

コタック・ファンズーインディア・ミッドキャップ・ファンドはルクセンブルグ籍の外国投資信託で、現地

での監査を受けております。

以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

●純資産計算書(2017年12月31日現在)

(単位：米ドル)

投資		
有価証券投資(取得原価)		1,131,987,930
未実現評価益		326,739,891
有価証券投資(時価)		1,458,727,821
その他資産		
銀行預金		209,983,241
投資有価証券売却にかかる未収入金		53,837,159
先物取引にかかる未収入金		130,133
受益者からの未収金		73,779,714
		337,730,247
資産合計		1,796,458,068
負債		
投資有価証券購入にかかる未払金		79,898,565
受益者に対する債務		972,948
未払いキャピタル・ゲイン税		12,926,137
その他負債		1,627,692
負債合計		95,425,342
純資産		1,701,032,726

発行済持分口数（2017年12月31日現在） (単位：米ドル)

JPYディストリビューションシェアクラスX 3,735,110

1口当たり純資産額（2017年12月31日現在）

JPYディストリビューションシェアクラスX JPY 35,005.36

●投資明細表(2017年12月31日現在)

株数/額面	銘柄名	時価 (単位：米ドル)	純資産 構成比(%)
公認の証券取引所に上場されている、もしくは他の規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
株式			
インド			
2,713,867	Aegis Logistics	12,185,316	0.72
388,320	Akzo Nobel India	11,152,003	0.66
780,000	Amara Raja Batteries	10,259,976	0.6
1,003,929	Apollo Hospitals Enterprise	18,935,948	1.11
6,504,819	Apollo Tyres	27,317,694	1.61
2,866,282	Arvind	20,228,883	1.19
2,653,491	Ashoka Buildcon	10,163,234	0.6
380,437	Atul	16,293,722	0.96
606,072	Bajaj Finance	16,668,285	0.98
2,214,983	Bata India	25,914,001	1.52
7,561,815	Bharat Electronics	21,563,751	1.27
1,582,994	Bharat financial inclusion	24,787,641	1.46

3,490,100	Brigade Enterprises	17,214,184	1.01
570,763	Britannia Industries	42,080,089	2.47
4,559,455	Cadila Healthcare	30,943,620	1.82
1,382,578	Century Textiles	31,112,605	1.83
471,886	Container Corporation of India	10,190,152	0.6
4,638,408	Crompton Greaves	20,005,971	1.18
489,363	Cummins India	6,909,691	0.41
1,473,652	Dabur India	8,067,884	0.47
320,751	Dalmia Bharat Enterprises	16,109,358	0.95
520,805	Dr. Lal Pathlabs	7,185,682	0.42
3,571,428	Edelweiss Financial Services	16,606,092	0.98
458,085	Emami	9,539,643	0.56
6,364,875	Exide Industries	22,255,888	1.31
244,364	Schaeffer India (FAG Bearings India)	22,429,650	1.32
17,640,602	Federal Bank	29,964,858	1.76
804,176	Future Supply Chain Solutions	8,539,059	0.5
235,974	GlaxoSmithkline Consumer Healthcare	24,153,394	1.42
6,487,237	Gujarat State Petronet	23,105,228	1.36
2,309,948	Havells India	20,340,200	1.2
2,279,592	HDFC Standard Life Insurance	13,775,695	0.81
2,676,622	Hindustan Petroleum	17,541,041	1.03
8,553,940	ICICI Bank	42,049,897	2.47
2,291,658	ICICI Prudential Life Insurance	13,762,505	0.81
10,132,768	IDBI Bank	9,494,265	0.56
2,989,157	Indian Oil	18,182,966	1.07
5,329,957	Indraprastha Gas	28,020,345	1.65
1,313,994	IndusInd Bank	33,920,074	1.99
840,000	Interglobe Aviation	15,853,151	0.93
9,824,897	Jindal Steel & Power	31,539,650	1.85
655,001	Jubilant Foodworks	18,059,057	1.06
1,859,836	Kajaria Ceramics	21,234,887	1.25
6,271,534	L&T Finance Holdings	17,084,100	1
4,182,578	Mahindra & Mahindra Finance	30,978,906	1.82
1,400,187	Mayur Uniquoters	11,305,619	0.66
5,325,414	Motherson Sumi Systems	31,618,994	1.86
29,413	MRF	33,318,793	1.96
1,235,446	Music Broadcast	7,405,906	0.44
1,009,772	Natco Pharma	15,203,096	0.89
292,147	Oracle Financial Services	18,743,374	1.1
957,103	Persistent Systems	10,758,512	0.63
1,001,926	PI Industries	15,097,515	0.89
3,755,248	PNC Infratech	11,969,761	0.7
7,102,380	Punjab National Bank	19,058,285	1.12
415,916	PVR	9,187,918	0.54
1,081,986	Ramkrishna Forgings	14,572,721	0.86
2,100,694	RBL Bank	16,775,953	0.99
3,732,455	Sadbhav Engineering	24,930,754	1.47
146,000	Sanofi India	10,834,514	0.64
1,506,930	SH Kelkar	7,042,170	0.41
1,671,502	Shalby	5,632,733	0.33
406,466	SKF India	12,286,568	0.72
729,097	Solar Industries India	13,470,745	0.79

376,578	SRF	11,680,256	0.69
567,387	Strides Shasun	7,310,076	0.43
1,928,345	Sun TV Network	29,891,989	1.76
444,743	Sundaram Finance	13,078,403	0.77
807,717	Supreme Industries	16,369,310	0.96
1,334,922	Tata Communications	14,243,696	0.84
2,845,811	Tech Mahindra	22,456,846	1.32
1,126,094	The Ramco Cements	13,849,854	0.81
846,459	Thermax	16,216,895	0.95
467,015	Torrent Pharmaceuticals	10,371,571	0.61
932,401	Tube Investments of India	3,934,696	0.23
1,029,286	TI Financial	11,075,198	0.65
152,000	United Spirits	8,730,571	0.51
6,794,047	V-Guard Industries	25,931,721	1.52
876,726	Whirlpool of India	21,860,845	1.29
306,280	WIM Plast	6,973,115	0.41
8,475,848	Yes Bank	41,818,607	2.46
株式合計		1,458,727,821	85.76
公認の証券取引所に上場されている、もしくは他の規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		1,458,727,821	85.76
投資合計		1,458,727,821	85.76
その他の純資産および純負債		2,42,304,905	14.24
純資産価額		1,701,032,726	100.00

インディア・ミッドキャップ（モーリシャス）リミテッド

インディア・ミッドキャップ（モーリシャス）リミテッドは、モーリシャス籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

●財政状態計算書（2017年12月31日現在）

（単位：米ドル）

資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	547,827,670	
現金および現金同等物	4,929,492	
その他未収入金	2,499,445	
資産合計	555,256,607	
負債		
未払金	69,797	
繰延税金負債	670,822	
未払税金	217,067	
運用者持分	1	
負債合計（償還可能普通株式保有者に帰属する純資産を除く）	957,687	
償還可能普通株式保有者に帰属する純資産	554,298,920	

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	(平成30年 2月27日現在)	(平成30年 8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,685,237	20,515,187
特殊債券	69,616,040	69,610,530
未収利息	129,965	233,425
前払費用	57,873	99,944
流動資産合計	90,489,115	90,459,086
資産合計	90,489,115	90,459,086
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	360	775
流動負債合計	360	775
負債合計	360	775
純資産の部		
元本等		
元本	90,260,179	90,260,179
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	228,576	198,132
元本等合計	90,488,755	90,458,311
純資産合計	90,488,755	90,458,311
負債純資産合計	90,489,115	90,459,086

注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成30年 2月27日現在）	（平成30年 8月27日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	90,260,179口	90,260,179口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0025円 (10,000口当たりの純資産額 10,025円)	1口当たり純資産額 1.0022円 (10,000口当たりの純資産額 10,022円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

項 目	自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(平成30年 8月27日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成30年 2月28日 至 平成30年 8月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（平成30年 2月27日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	135,068,513円
同期中における追加設定元本額	9,974円
同期中における一部解約元本額	44,818,308円
平成30年 2月27日現在における元本の内訳	
日興ワールドC Bファンド（通貨アルファ戦略コース）	70,000,000円
日興ワールドC Bファンド（円ヘッジありコース）	9,500,000円
日興ワールドC Bファンド（円ヘッジなしコース）	9,800,000円
インド内需関連株式ファンド	10,000円
アセアン内需関連株式ファンド	10,000円
高成長インド・中型株式ファンド	49,986円
アジア好利回りリート・ファンド	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・ブラジルリアル	499,851円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／年1回決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／3カ月決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／3カ月決算型）	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし）	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ）	9,972円
三井住友・ニュー・アジア・ファンド	9,967円
アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）	997円

（平成30年 2月27日現在）	
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし／年2回決算型）	9,966円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ／年2回決算型）	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジあり）	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジなし）	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）	9,966円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（毎月分配型）	9,963円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（資産成長型）	9,963円
グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジあり）	9,969円
グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	9,969円
グローイング・フロンティア株式ファンド	9,970円
高成長インド・中型株式ファンド（年1回決算型）	9,974円
合計	90,260,179円

（平成30年 8月27日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	90,260,179円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	-円
平成30年 8月27日現在における元本の内訳	
日興ワールドC Bファンド（通貨アルファ戦略コース）	70,000,000円
日興ワールドC Bファンド（円ヘッジありコース）	9,500,000円
日興ワールドC Bファンド（円ヘッジなしコース）	9,800,000円
インド内需関連株式ファンド	10,000円
アセアン内需関連株式ファンド	10,000円
高成長インド・中型株式ファンド	49,986円
アジア好利回りリート・ファンド	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・ブラジルリアル	499,851円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／年1回決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／3カ月決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／3カ月決算型）	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし）	9,972円

(平成30年 8月27日現在)	
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ）	9,972円
三井住友・ニュー・アジア・ファンド	9,967円
アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）	997円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし／年2回決算型）	9,966円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ／年2回決算型）	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジあり）	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジなし）	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）	9,966円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（毎月分配型）	9,963円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（資産成長型）	9,963円
グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジあり）	9,969円
グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	9,969円
グローイング・フロンティア株式ファンド	9,970円
高成長インド・中型株式ファンド（年1回決算型）	9,974円
合計	90,260,179円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	第6 9回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	10,041,600	
	第2回政府保証地方公営企業等金融機構債券	10,000,000	10,036,200	
	第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	16,000,000	16,238,080	
	第8回政府保証地方公営企業等金融機構債券	16,000,000	16,181,600	
	第1 5回政府保証東日本高速道路債券	17,000,000	17,113,050	
合計		69,000,000	69,610,530	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

高成長インド・中型株式ファンド

2018年 9月28日現在

I 資産総額	121,020,856,362円
II 負債総額	911,064,205円
III 純資産総額（I－II）	120,109,792,157円
IV 発行済口数	136,029,983,621口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8830円
（1万口当たり純資産額）	（8,830円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2018年11月1日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	17,640,000株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

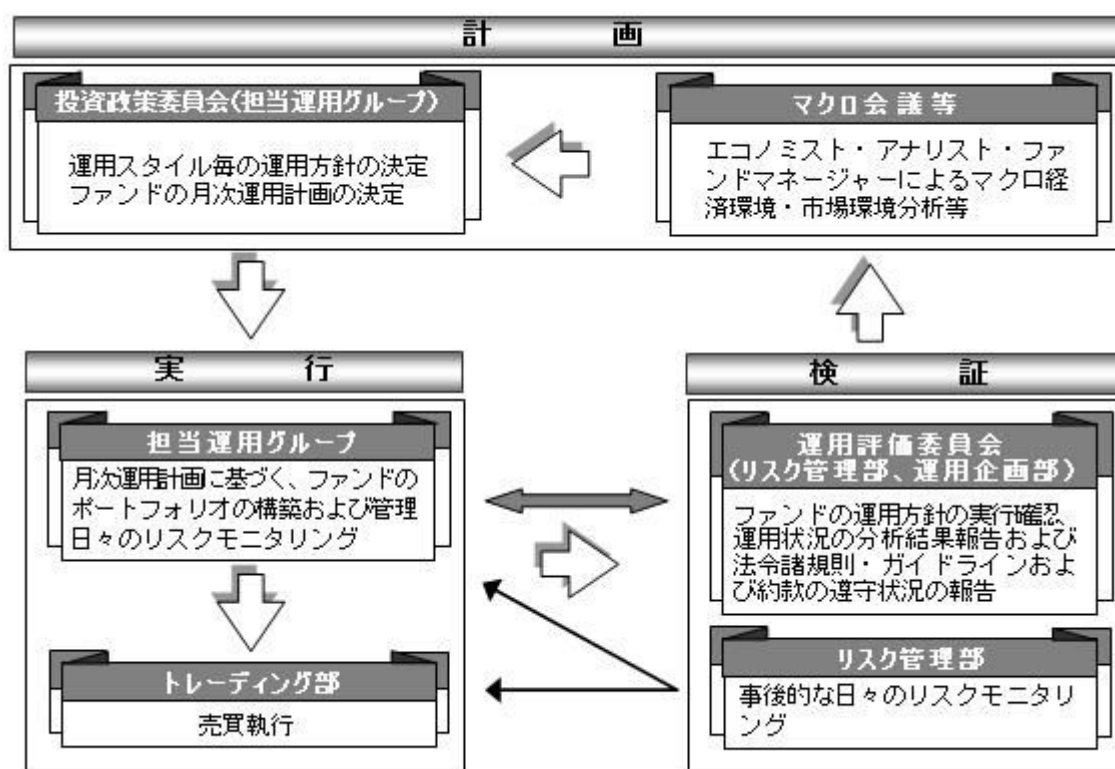
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2018年9月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

(2018年9月28日現在)			
		本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
株式投資信託	単位型	91 (46)	395,495 (319,724)
	追加型	459 (196)	6,022,773 (2,803,845)
	計	550 (242)	6,418,268 (3,123,569)
公社債投資信託	単位型	111 (111)	309,576 (309,576)
	追加型	1 (0)	30,175 (0)
	計	112 (111)	339,752 (309,576)
合 計		662 (353)	6,758,020 (3,433,145)

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,279,384	20,873,870
顧客分別金信託	20,008	20,010
前払費用	351,526	402,249
未収入金	40,544	39,030
未収委託者報酬	5,511,715	6,332,203
未収運用受託報酬	1,297,104	1,725,215
未収投資助言報酬	343,523	316,407

未収収益	20,789	50,321
繰延税金資産	482,535	715,988
その他の流動資産	5,560	10,891
流動資産合計	21,352,691	30,486,188
固定資産		
有形固定資産	※ 1	
建物	198,767	185,371
器具備品	261,096	300,694
有形固定資産合計	459,864	486,065
無形固定資産		
ソフトウェア	493,806	409,765
ソフトウェア仮勘定	141,025	5,755
電話加入権	68	56
商標権	3	-
無形固定資産合計	634,903	415,576
投資その他の資産		
投資有価証券	12,098,372	10,616,594
関係会社株式	10,412,523	10,412,523
長期差入保証金	677,681	658,505
長期前払費用	61,282	69,423
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	871,577	678,459
投資その他の資産合計	24,129,257	22,443,325
固定資産合計	25,224,025	23,344,968
資産合計	46,576,717	53,831,157

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	304	84
その他の預り金	80,380	92,326
未払金		
未払収益分配金	655	649
未払償還金	140,124	137,522
未払手数料	2,424,318	2,783,763
その他未払金	52,903	236,739
未払費用	2,564,625	3,433,641
未払消費税等	160,571	547,706
未払法人税等	661,467	1,785,341
賞与引当金	1,001,068	1,507,256
その他の流動負債	445	1,408
流動負債合計	7,086,864	10,526,438
固定負債		
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830
賞与引当金	40,167	99,721
その他の固定負債	2,174	3,363
固定負債合計	3,219,473	3,422,915
負債合計	10,306,337	13,949,354

純資産の部

株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	23,493,074	26,561,078
利益剰余金合計	25,314,279	28,382,283
株主資本計	35,943,263	39,011,267
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	327,116	870,535
評価・換算差額等合計	327,116	870,535
純資産合計	36,270,379	39,881,802
負債・純資産合計	46,576,717	53,831,157

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	31,628,014	36,538,981
運用受託報酬	5,649,190	8,362,118
投資助言報酬	1,726,511	1,440,233
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	5,000
サービス支援手数料	61,268	128,324
その他	54,261	55,820
営業収益計	39,124,246	46,530,479
営業費用		
支払手数料	14,908,517	16,961,384
広告宣伝費	366,227	353,971
公告費	1,140	1,140
調査費		
調査費	1,325,978	1,654,233
委託調査費	4,343,104	5,972,473
営業雑経費		
通信費	46,030	40,066
印刷費	338,254	339,048
協会費	21,669	-
諸会費	20,054	45,465
情報機器関連費	2,516,497	2,582,734
販売促進費	24,896	34,333
その他	149,177	136,669
営業費用合計	24,061,549	28,121,520

一般管理費		
給料		
役員報酬	225,885	196,529
給料・手当	6,121,741	6,190,716
賞与	610,533	601,375
賞与引当金繰入額	989,925	1,566,810
交際費	23,136	25,709
事務委託費	317,928	256,413
旅費交通費	229,248	220,569
租税公課	268,527	282,036
不動産賃借料	622,662	654,286
退職給付費用	423,954	419,884
固定資産減価償却費	384,068	329,756
諸経費	335,840	285,490
一般管理費合計	10,553,451	11,029,580
営業利益	4,509,246	7,379,378
営業外収益		
受取配当金	※ 1 106,651	51,335
受取利息	※ 1 745	520
時効成立分配金・償還金	1,721	2,622
原稿・講演料	1,474	894
雑収入	12,592	10,669
営業外収益合計	123,184	66,042
営業外費用		
為替差損	9,737	5,125
雑損失	1,084	913
営業外費用合計	10,821	6,038
経常利益	4,621,608	7,439,383
特別利益		
投資有価証券償還益	353,462	61,842
投資有価証券売却益	2,579	30,980
特別利益合計	356,041	92,822
特別損失		
固定資産除却損	※ 2 8,157	354,695
投資有価証券償還損	43,644	141,666
投資有価証券売却損	15,012	9,634
ゴルフ会員権売却損	3,894	-
事務所移転費用	21,175	-
特別損失合計	91,884	505,996
税引前当期純利益	4,885,765	7,026,209
法人税、住民税及び事業税	1,391,996	2,350,891
法人税等調整額	△ 25,454	△ 280,166
法人税等合計	1,366,541	2,070,725
当期純利益	3,519,223	4,955,483

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当							△ 2,010,960	△ 2,010,960	△ 2,010,960
当期純利益							3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当			△ 2,010,960
当期純利益			3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 190,658	△ 190,658	△ 190,658
当期変動額合計	△ 190,658	△ 190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263
当期変動額									
剰余金の配当							△ 1,887,480	△ 1,887,480	△ 1,887,480
当期純利益							4,955,483	4,955,483	4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,068,003	3,068,003	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,887,480

当期純利益			4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	870,535	870,535	39,881,802

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券

償却原価法

（2）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

（3）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2.固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	3～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3.引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
建物	291,976 千円	312,784千円
器具備品	651,918千円	768,929千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	— 千円	— 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年 6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	256,031千円	204,923千円

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
受取配当金	106,640千円	— 千円
受取利息	18千円	— 千円

※ 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
建物	6,952千円	— 千円
器具備品	1,204千円	0 千円
ソフトウェア	— 千円	9,000千円
ソフトウェア仮勘定	— 千円	345,695千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1年以内	626,698	208,187
1年超	191,491	42,916
合計	818,190	251,104

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短

期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	—
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	—
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	—
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	—
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	12,098,074	12,098,074	—
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	—
資産計	33,227,492	33,227,492	—

(1)顧客からの預り金	304	304	—
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	—
負債計	2,424,622	2,424,622	—

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	—
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	—
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	—
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	—
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	10,616,296	10,616,296	—
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	—
資産計	40,542,507	40,542,507	—
(1)顧客からの預り金	84	84	—
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	—
負債計	2,783,847	2,783,847	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,279,384	—	—	—
顧客分別金信託	20,008	—	—	—
未収委託者報酬	5,511,715	—	—	—
未収運用受託報酬	1,297,104	—	—	—
未収投資助言報酬	343,523	—	—	—
長期差入保証金	31,201	646,480	—	—
合計	20,482,937	646,480	—	—

当事業年度（平成30年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	—	—	—
顧客分別金信託	20,010	—	—	—
未収委託者報酬	6,332,203	—	—	—
未収運用受託報酬	1,725,215	—	—	—
未収投資助言報酬	316,407	—	—	—
長期差入保証金	602,360	56,144	—	—
合計	29,870,067	56,144	—	—

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	△182,417
小計	7,176,244	7,358,662	△182,417
合計	12,098,074	11,626,589	471,485

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	△65,701
小計	3,249,626	3,315,328	△65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,028,212	3,177,131
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	—	2,922
数理計算上の差異の発生額	△15,494	△51,212
退職給付の支払額	△116,111	△94,727
退職給付債務の期末残高	3,177,131	3,319,830

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,177,131	3,319,830
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の費用処理額	△15,494	△51,212
その他	158,924	182,458
確定給付制度に係る退職給付費用	423,954	419,884

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.092%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度137,310千円、当事業年度147,195千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	308,929	461,521
調査費	79,381	90,509
未払金	45,745	59,821
未払事業税	46,406	102,103
その他	2,071	2,032
繰延税金資産合計	482,535	715,988
固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	972,837	1,016,532
ソフトウェア償却	18,718	11,289
賞与引当金	12,299	30,534
投資有価証券評価損	95	95
その他	14,592	6,805
繰延税金資産小計	1,018,544	1,065,256
評価性引当額	△2,597	△2,597
繰延税金資産合計	1,015,946	1,062,659
繰延税金負債		

その他有価証券評価差額金	144,368	384,200
繰延税金負債合計	144,368	384,200
繰延税金資産の純額	1,354,113	1,394,447

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	△0.1	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.8	-
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	△2.2	△1.9
その他	△0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9	29.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SumitomoMitsui AssetManagement (HongKong)Limited	Hong Kong	5,000,000 (ホンコンドル)	投資運用業	% (所有) 直接100	投信の助言業務 役員の兼任	剰余金の配当	106,640	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(2)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% －	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,737,677	未払手数料	489,567
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% －	投信の販売委託	委託販売手数料	5,485,934	未払手数料	862,697

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。
3. (株)三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付で、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付で「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。
4. SMBC日興証券(株)の属性が、平成28年10月1日付で、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。
なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% －	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,761,066	未払手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% －	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,685,815	未払手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
--	--	--

1株当たり純資産額	2,056,143.98円	2,260,873.18円
1株当たり当期純利益金額	199,502.47円	280,923.11円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	3,519,223	4,955,483
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	3,519,223	4,955,483
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項

（イ）三井住友アセットマネジメント株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

（ロ）2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
（ロ）資本金の額 324,279百万円（2018年3月末現在）
（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（2018年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額※	（ハ）事業の内容
藍澤証券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	
ごうぎん証券株式会社	3,000百万円	
静岡東海証券株式会社	600百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
第四証券株式会社	600百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	8,557百万円	
FFG証券株式会社	3,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	

明和証券株式会社	511百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社愛媛銀行	21,359百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社清水銀行	8,670百万円	
株式会社大光銀行	10,000百万円	
株式会社但馬銀行	5,481百万円	
株式会社千葉興業銀行	62,120百万円	
株式会社鳥取銀行	9,061百万円	
株式会社富山銀行	6,730百万円	
株式会社富山第一銀行	10,182百万円	
株式会社北越銀行	24,538百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	信用金庫法に基づき、金融業を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,167百万円	

※資本金の額は、2018年3月末現在。

※岡崎信用金庫の資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年 3月 8日	臨時報告書
2018年 5月24日	有価証券届出書
2018年 5月24日	有価証券報告書
2018年 6月 6日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 澤 陽 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ヶ 谷 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付で会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主が、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年10月9日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小 澤 陽 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅 野 雅 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高成長インド・中型株式ファンドの平成30年2月28日から平成30年8月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高成長インド・中型株式ファンドの平成30年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。